

# 薬局の管理・運営に関する事項

許可の区分の別	薬局	開設者	高田 勝基
薬 局 の 名 称 · 許 可 番 号 · 許可年月日・所在地・有効期間		: よころ調剤薬局   川郡豊頃町茂岩栄町	許可番号 : 32-186 許可年月日 : 令和2年7月3日 107番地32 - 有効期間 : 令和8年7月2日まで
管理薬剤師氏名	中原 久美	<b>美子</b>	
勤務する薬剤師(担当業務)	佐々木 佳	永子	
勤務する登録販売者(担当業務)			
取り扱う一般用医薬品等の区分	要指導医薬品	<b>昂・第一類医薬品・第二</b>	類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の区別について	薬剤師 登録販売者 その他の勤系	名札に氏名及び	、「薬剤師」と記載 、「登録販売者」と記載 !載
営業時間	月・火曜日 水・木・金曜 土曜日 日祝祭日	8時30分 日 8時30分 8時30分 休み	~ 16時30分 ~ 17時30分 ~ 11時00分
営業時間外で医薬品の購入又は 譲受けの申込みを受理する時間	随時		
営業時間外の相談対応時間	随時		
相談時・緊急時の連絡先	090-59	989-6065(夜間	転送)

# 一般用医薬品の販売制度に関するする事項

一般用医薬品は、リスクの程度に応じて、次の3つに分類されています。 当店では、第1類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品を取り扱っており、医薬品の情報提供は、専門家が対面でおこ<mark>ないます。</mark>

		定義		情報提供
第1類医薬品	到作田等により口覚生等に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがあ			薬剤師が必ず文書を用いて説明します。
第2類医薬品	<ul><li>●リスクが比較的高い医薬品</li><li>第1類医薬品以外で、副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品</li></ul>		第2類医薬品	薬剤師又は登録販売者が説明します。
第3類医薬品		<ul><li>●リスクが比較的低い医薬品</li><li>第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品</li></ul>		ご質問等があれば薬剤師又は登録販売者が説明します。
指定第2類	類医薬品	指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち特に注意で の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売で 第2類医薬品・第2類医薬品いずれかの表示があり、	皆にご相談ください。	のとして指定された医薬品で、特別の注意を要します。『してはいけないこと』 ロウンターより7m以内に陳列しています。
要指導图	医薬品		面により、書面(電磁	『価が終了していない品目、②劇薬又は毒薬に該当する品目(製造販売承認はある 終的なものも含む)を用いて説明・指導します。要指導医薬品を陳列する陳列設値 ことができないよう必要な措置がとられています。
一般用医薬品の	陳列について	第1類医薬品は、区別して、専門家のいる説明カウンター内に陳列しています。 指定第2類医薬品は、区別して、専門家のいる説明カウンターより7m以内に陳列しています。 第2類医薬品と第3類医薬品は、各々区別して、店内の医薬品売場内に陳列しています。 (※各店舗の実態に即して掲示)		
医薬品による 救済制度に		医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用により一定のレベル以上の健康被害が生じた場合の救済を行う公的制度です。下記窓口へご相談ください (救済の対象とならない医薬品もあります) (独)医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口 0120-149-931 月〜金(祝日・年末年始除く) 9時〜17時		
(独) 医薬品医療機器総合機構 消費者くすり相談03-3506-9457月~金(祝日・年)(公社) 日本薬剤師会 消費者薬相談窓口03-3353-2251火・金(祝日・年)一般社団法人北海道薬剤師会 ほっかいどう・おく011-815-0093月~金(祝日・年末)		-   	- 1 7 時 1 2 時、 1 3 時 ~ 1 6 時 	

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

第1節 調剤技術料		A LA TE DE MINERA L RE	令和7年8月22日、日本薬剤師会作成
項目	届出	主な要件、算定上限	点数
周剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の
			同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	0	②~⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45)
		処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		イ)月4,000回超&上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ)月2,000回超&集中率85%超	
C. STRAIGHT - LINE A		八)月1,800回超&集中率95%超	
② 調剤基本料 2	0	二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超	29;
		※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算	
		※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が	
	ļ	同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	
		同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		イ)・月3.5万回超~4万回以下&集中率95%超	イ)24
		· 月4万回超~40万回以下&集中率85%超	.,
③ 調剤基本料 3	0	<ul><li>・月3.5万回超&amp;特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引</li></ul>	□) 19
		<ul><li>ロ)・月40万回超(または 300店舗以上) &amp;集中率85%超</li></ul>	
		<ul><li>月40万回超(または 300店舗以上)</li></ul>	ハ) 35,
		&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	
	ļ	ハ)・月40万回超(または 300店舗以上) & 集中率85%以下	
		保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)&集中率50%超の保険薬局 ※1、地域支援体制加算、終発医薬品調剤体制加算等は400%で算定	
④ 特別調剤基本料 A	0	※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可	5.
		※2. 条子官理科に属9 の項目 (一部を除く) は昇足不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
	·····	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局	
⑤ 特別調剤基本料 B	-	※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可	3.
		※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
分割調剤 (長期保存の困難性等)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目以降)	5
" (後発医薬品の試用)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)	5
地域支援体制加算 1		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	32
地域支援体制加算 2 地域支援体制加算 3	0	調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上 調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	40 10
地域支援体制加算 4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上	32
連携強化加算	0	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5
後発医薬品調剤体制加算1、2、3	Ŏ	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1:21点、2:28点、3:30
後発医薬品減算	_	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	<b>▲</b> 5,
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療·衛生材料等	15
在宅薬学総合体制加算 2	0	同加算1の算定要件、①医療用麻薬(注射薬含)の備蓄&無菌製剤処理体制	50.
医梅克艾特氏性原数性韧带 4		または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 60%以上 (R8/3~70%以上)、マイナポ相談ほか、月1回まで	
医療DX推進体制整備加算 1 医療DX推進体制整備加算 2	0	電子処方箋、電子薬産、マイナ保険証 60%以上(R8/3~70%以上)、マイナポ相談ほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 40%以上(R8/3~50%以上)、マイナポ相談ほか、月1回まで	10.
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 25%以上 (R8/3~30%以上) ほか、月1回まで	6
(A)		を 1 だ// 美 ( も ) 未進、( 1 / 本 ) 本 ( 1 / 4 / 5 / 5 / 5 / 6 / 7 / 7 / 1 日本 )	0,
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24
屯服薬			21
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190
			7日分以下 190
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	8~27日分 190点
			+10点/1日分(8日目以上の部分
注射薬			28日分以上 400
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	26 10
内服用滴剤		1調剤につき	10
無菌製剤処理加算	0	1日につき ※注射薬のみ	10
中心静脈栄養法用輸液	-	2以上の注射薬を混合	69点(6歳未満 137点
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点(6歳未満 147点
麻薬	_	麻薬を含む2以上の注射薬を混合 ( " ) または 原液を無菌的に充填	69点(6歳未満 137点
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	_	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8
自家製剤加算(内服薬) 会別 カショ カプ・カーネリ 数 数 5 1 1 1 7 2 2 1		1調剤につき	70450+ 20
錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 	7日分につき 20
自家製剤加算(屯服業)	l	1調剤につき	45
錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤			90
液剤			45
自家製剤加算(外用薬)	Ī	1調剤につき	
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ゚ップ剤、リニメント剤、坐剤			90
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75.
液剤			45
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35
散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤			45
		基礎額=調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算	80 基礎額の100% (時間外)
時間外等加算(時間外、休日、深夜)		基礎級=調削基本科(加算書)+案刑調級科+無因級則处理加算	基礎額の100% (時間外) 140% (休日)、200% (深夜
夜間·休日等加算		処方箋受付1回につき	140% (外日)、200% (赤紋

	-17		
第2節 薬学管理料			
項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点
② ①以外	<del> </del>		15~28日分 50点、29日分以上 60点 4点
重複投薬·相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	_	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点
医療情報取得加算	-	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	2回目以降(処方変更・追加)3点 1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	2/11
① 通常 (②・③以外)	ļ	3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
<ul><li>② 介護老人福祉施設等入所者</li><li>③ 情報通信機器を使用(オンライン)</li></ul>	ļ	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで 3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	45点 再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算		3カラルドリの行詞用」(子明による旧事的定式のソ) または てれルスア	丹嗣則 45点、石以外 59点 22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		<ul><li>イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで</li><li>ロ) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回</li></ul>	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350点
吸入薬指導加算	-	端息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで 3カ月以内の再現剤のみた手帳の活用実体が500/ N.T. 加管は管実を可	30点
服薬管理指導料 (特例)	···	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導	
	_	料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	0	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算 特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	22点 新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3	[	イ)医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		<ul><li>□)選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回</li></ul>	10点
乳幼児服薬指導加算 小児特定加算		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	12点 350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	0	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1 外来服薬支援料 2	<del> </del>	月1回まで 一包化支援、内服薬のみ	185点 34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
調剤後薬剤管理指導料		1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
DD 55 4= +D 55 +D (4+V) 4		2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料1	·	保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで 薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人	0	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	650点
② 単一建物患者 2~9人		合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて)	290点
<ul><li>④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算</li></ul>		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	59点 100点 (オンライン 22点)
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 12点)
小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	0	医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	450点(オンライン 350点) 150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	Ť	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで)     主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点 59点
麻薬管理指導加算		プニニ治医C連携する他の保険医の指示でもり オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 22点)
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算 小児特定加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 医療的なアリ (18等ま港) オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 12点)
在宅中心静脈栄養法加算	0	医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	450点(オンライン 350点) 150点
夜間·休日·深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	100点 250点
乳幼児加算	Ŭ	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者 在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者	150点
在宅患者重複投業・相互作用等防止管理料		1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投業支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料 退院時共同指導料	-	在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定 入院中1回(末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回)まで、ビデオ通話可	230点 600点
といっていていています。	_	ハッル・アエ戸 (不物)が応圧)  たっかりのでは人が、アスピースに、アス関語リ	200点

経管投薬支援料 在宅移行初期管理料 退院時共同指導料

### 第3節 薬剤料

項目 主な要件		点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
" (所定単位につき15円を超える場合)	II	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

## 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

# 介護報酬(令和6年6月1日施行分)

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		518単位
② 単一建物居住者 2~9人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	379単位
③ 単一建物居住者 10人以上	必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)	342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導	J	46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

# 1.調剤管理料・服薬管理指導料に関する表示

# 調剤管理料

患者様・ご家族より伺った服用歴・副作用・アレルギーの有無・服薬状況・お薬手帳の情報・医薬品リスク管理計画(RMP)などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。 そして患者様毎に適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しております。

# 服薬管理指導料

患者毎に作成したコンピューターによる薬剤服用歴をもとに副作用・相互作用・アレル ギー等のリスクがないか確認し、薬剤情報提供文書を用いて有効かつ安全にお薬をご使用 いただく為に説明しています。また、残薬・体調の変化などをご確認させて頂き必要なア ドバイス・説明を実施しております。

# 2. 『個別の調剤報酬が分かる明細書』発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に『個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書』を無料で発行することになりました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することになりました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や服用量などが記載されるものですので、その点、 ご理解いただき、**明細書の発行を希望されない方は、**会計窓口にてその旨をお申し出くだ さい。

# 3.療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いについて

当薬局では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

在宅医療に係る交通費

薬剤の容器代

持ち帰り用レジ袋代

外来服薬支援料の際のお薬カレンダー

調剤した医薬品の郵送料

希望に基づく内服薬の一包化\*

実費

無料

3円

1個 52円(税込)

実費(切手・小包・宅配等)

診療報酬技術料の実費

\*については、治療上の必要性がなく、治療上問題がない場合に限ります。

3-1

# 4.調剤基本料に関する事項

- ●当薬局は、調剤基本料1(45点)を算定し、厚生労働大臣が定める基準による調剤を 行っている保険薬局です。
- ●複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合、受付が2回目以降の調剤基本料は、処方箋の受付1回につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定します。

# 5.開局時間

月・火曜日8時水・木・金曜日8時土曜日8時日祝祭日休み

8時30分 ~ 16時30分 8時30分 ~ 17時30分 8時30分 ~ 11時00分 休み

\*営業時間外の受付は、時間外加算、休日加算、深夜加算 夜間・休日等加算の対象となります 3-3

## 3-4

# 6.夜間・休日加算等の対象となる時間

平成20年4月の調剤報酬改定により当薬局では<u>下記の時間帯</u>において、受付・調剤した場合<u>「夜間・休日等加算」</u>の算定対象となります。 <u>負担金は負担割合により40~120円になりますこと</u>をご了承願います。

·平 日19:00以降

お問い合わせは受付事務または薬剤師までお願いいたします。

· 土曜日13:00以降

・日曜日・祝日

# 7.時間外・休日の緊急連絡等のお問い合わせ

電話番号及び緊急連絡先 090-5989-6065(転送)

お渡ししたお薬についてのご質問、ご心配なことなどありましたらご連絡ください。

# 8.在宅患者訪問薬剤管理指導

当薬局は、処方せんによる医師の指示がある時、またはご家族等のご希望により在宅で 療養されている患者宅を訪問して服薬指導等を行うことができます。 3-5

3-6

3-9

# 9.後発医薬品調剤体制加算に関する事項

当薬局では後発医薬品調剤体制加算 3(30点)を算定し、後発医薬品の調剤を積極的に 行っております。

# 10.地域支援体制加算に関する事項

- ●当薬局は、地域支援体制加算 1 (32点)を算定し、厚生労働大臣が定める基準による 調剤を行っている保険薬局です。
- ●当薬局は、1,200品目の医薬品を備蓄しており、薬局間連携による医薬品の融通を行っております。
- ●当薬局は、24時間調剤および在宅医療に対応できる体制を整えています。
- ●当薬局は、健康相談または健康教室を行っています。
- ●当薬局は、パーテーションを設置するなどプライバシーに配慮した構造の要件を満たしています。
- ●当薬局は、一般用医薬品及び要指導医薬品等(基本的な48薬効群)の販売を行っています。
- ●当薬局は、緊急避妊薬の取扱いを含む女性の健康に係る対応を行っています。
- ●当薬局の敷地内は禁煙となっており、たばこの販売を行っておりません。

# 11.在宅患者訪問薬剤管理指導に関する事項

# 当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点=10円です。計算例)10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

### 在宅患者訪問薬剤管理指導料

単一建物診療患者が1人の場合 650点 単一建物診療患者が2~9人の場合 320点 それ以外の場合 290点 情報通信機器を用いての場合 59点

在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、 患家の負担となります。 在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、医師の指示に 基づき保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定したうえで、調剤 後お宅を訪問する等して薬剤の服薬指導及び薬剤管理の指導を行います。

なお、指示を行った医師に対しては、訪問結果を文書にて情報 提供させていただきますので、ご了承願います。

### ・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導を受けている方のうち、以下の場合は別途加算となります。

医療用麻薬の持続注射での治療を受けられる場合

·在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 250点

中心静脈栄養による治療を受けられる場合

・在宅患中心静脈栄養法加算

150点

# 12.介護保険の居宅療養管理指導等事業

# 利用者の皆様へ

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

提供するサービスの種類 : 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

営業日および営業時間 : 月・火(8時30分~16時30分) 水・木・金(8時30分~17時30分)

土(8時30分~11時30分) 日曜・祝日 休み

なお緊急時は上記の限りではありません。

# 利用料金(介護保険負担割合1割の方)

訪問1回に付き 月4回まで算定

単一建物居住者が1人 518円

単一建物居住者が2~9人 379円

単一建物居住者が10人以上 342円

(特殊な利用者の場合は8回目まで算定)

- ※麻薬管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。
- ※地域等の要件を評価した加算が算定される場合があります。
- ・情報通信機器を用いた服薬指導1回に付き 46円
- ※所定の要件を満たした場合に料金が発生することがあります。

(介護保険負担割合2割の場合は上記金額が約2倍になります)

北海道知事指定介護保険事業所

番号 第0144642832号 とよころ調剤薬局

# 13.介護保険の居宅療養管理指導等事業(運営規定)

指定居宅療養管理指導事業者。運営規程

日薬介護保険対策特別委員会作成 平成12年3月6日作成 日薬職能対策委員会 高齢者・介護保険等検討会 平成18年8月一部改定

### (事業の目的)

### 第1条

- 1. とよころ調剤薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な 運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認め た利用者に対し、とよころ調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

### (運営の方針)

### 第2条

- 1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

### (従業者の職種、員数)

### 第3条

- 1. 従業者について
  - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 2. 管理者について
  - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、とよころ調剤薬局の管理者との兼務を可とする。

### (職務の内容)

### 第4条

- 1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状およ<mark>び心身の状</mark>況を 把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資 するよう妥当適切に行う。
  - 2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

### (営業日および営業時間)

### 第5条

- 1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月31日~1月3日)を除く。
- 2. 通常、月・火曜日の8:30~16:30、水・木・金曜日の8:30~17:30、土曜日の8:30~11:00とする。
- 3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

### (通常の事業の実施地域)

### 第6条

1. 通常の実施地域は、豊頃町および近郊町村の区域とする。

### (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

- 1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
  - ・薬剤服用歴の管理
  - ・薬剤等の居宅への配送
  - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

### 第8条

- 1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、距離別徴収額 は相談の上徴収する。

### (緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

### 第10条

- 1. とよころ調剤薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
  - 2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、とよころ調剤薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成18年4月1日より施行する。

3-27

# 14.マイナ保険証で薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤

- 当薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。
- 〇 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力 いただきますようお願いします。

# 15.医療DX推進体制整備加算2(8点)

- ●当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。 具体的には、以下の取り組みを行っています。
- 1. オンライン資格確認を通じて取得した薬剤情報、特定健診情報等を閲覧又は活用し、調剤、 服薬指導等を行っています。
- 2. 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理を行っています。
- 3. マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 4. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用し、医療DXに係る取組を行っています。 5.サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行っています。

# 16.指定・サービス事業者の掲示

活

保

護

指

定

薬

局

中国残留邦 人等指定薬局

生活保護指定居宅サ

-ビス事業者

# 労災保険指定薬局

中国残留邦人等指定居宅サ

-ビス事業者